

# 外国語(小学校)

## 1 改訂の基本的な考え方

- ・各学校段階の学びを接続させるため、国際的な基準を参考に、小・中・高等学校で一貫した、聞くこと、読むこと、話すこと[やり取り]、話すこと[発表]、書くことの五つの領域別の目標を設定。
- ・中学年から、聞くこと、話すことを中心とした外国語活動(年間35単位時間)を導入し、外国語に慣れ親しみ、学習への動機付けを高めた上で、高学年から段階的に文字を読むこと、書くことを加え、系統性を持たせた指導を行う教科(年間70単位時間)として位置付ける。

## 2 改善・充実の具体的事項

### (1) 目標について

外国語教育において育成を目指す資質・能力を明確にした上で、各学校段階の学びを接続させるとともに、「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にするという観点から、国際的な基準を参考に、小・中・高等学校で一貫した、聞くこと、読むこと、話すこと[やり取り]、話すこと[発表]、書くことの五つの領域において英語の目標を設定。その五つの領域別の目標と関連付けられた学年ごとの「学習到達目標(CAN-DOリスト)」を各学校において設定する必要がある。

### (2) 内容構成について

「(1) 英語の特徴やきまりに関する事項」を知識及び技能として、「(2) 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項」を思考力、判断力、表現力等として、言語活動や言語の使用場面、言語の働きの例を「(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項」として整理した上で、知識及び技能に示す事項を活用して、言語活動を通して、思考力、判断力、表現力等を指導する。

### (3) 学習内容について

- ・知識及び技能については、実際に外国語を用いた言語活動を通して、外国語の音声や文字などについて、日本語と外国語の違いに気付き、これらの知識を理解するとともに読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
- ・思考力、判断力、表現力等については、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを通して、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができるよう指導する。

### (4) 学習指導について

- ・言語活動については、発達の段階に応じて、児童が受容するものと発信するものがあることに留意して指導すること。
- ・「推測しながら読む」ことにつながるよう、音声で十分に慣れ親しんだ語句や基本的な表現について、音声と文字とを関連付けて指導すること。
- ・文及び文構造の指導に当たっては、文法の用語や用法の指導に偏ることがないように配慮して、コミュニケーションの中で基本的な表現として繰り返し触れることを通して指導すること。

## 3 移行措置について

新たに年間15単位時間を加え、50単位時間を確保し、外国語活動の内容に加えて、外国語科の内容を扱う。外国語科の内容については、中学校との接続の観点から最低限必要な内容と、それを活用して行う言語活動を中心に扱う。

### ・移行措置の内容

現行小学校学習指導要領に規定する事項に、新小学校学習指導要領第2章第10節の2の全部又は一部を加えて指導するものとし、新小学校学習指導要領第2章第10節の2〔第5学年及び第6学年〕(1)ア、同イ(ア)、同エ(ア) e 及び f、同エ(イ)並びに2〔第5学年及び第6学年〕(3)①イ及び同オに係る事項は必ず取り扱うものとする。【(i) 音声、活字体の大文字と小文字、(ii) 文及び文構造の一部、(iii) 読むこと及び書くことの言語活動の一部】

### ・移行期間中の学習評価の取扱いについて

移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行う。

第5学年及び第6学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述すること。なお、外国語活動については、数値による評価は行わないこととし、評定も行わないものとする。